

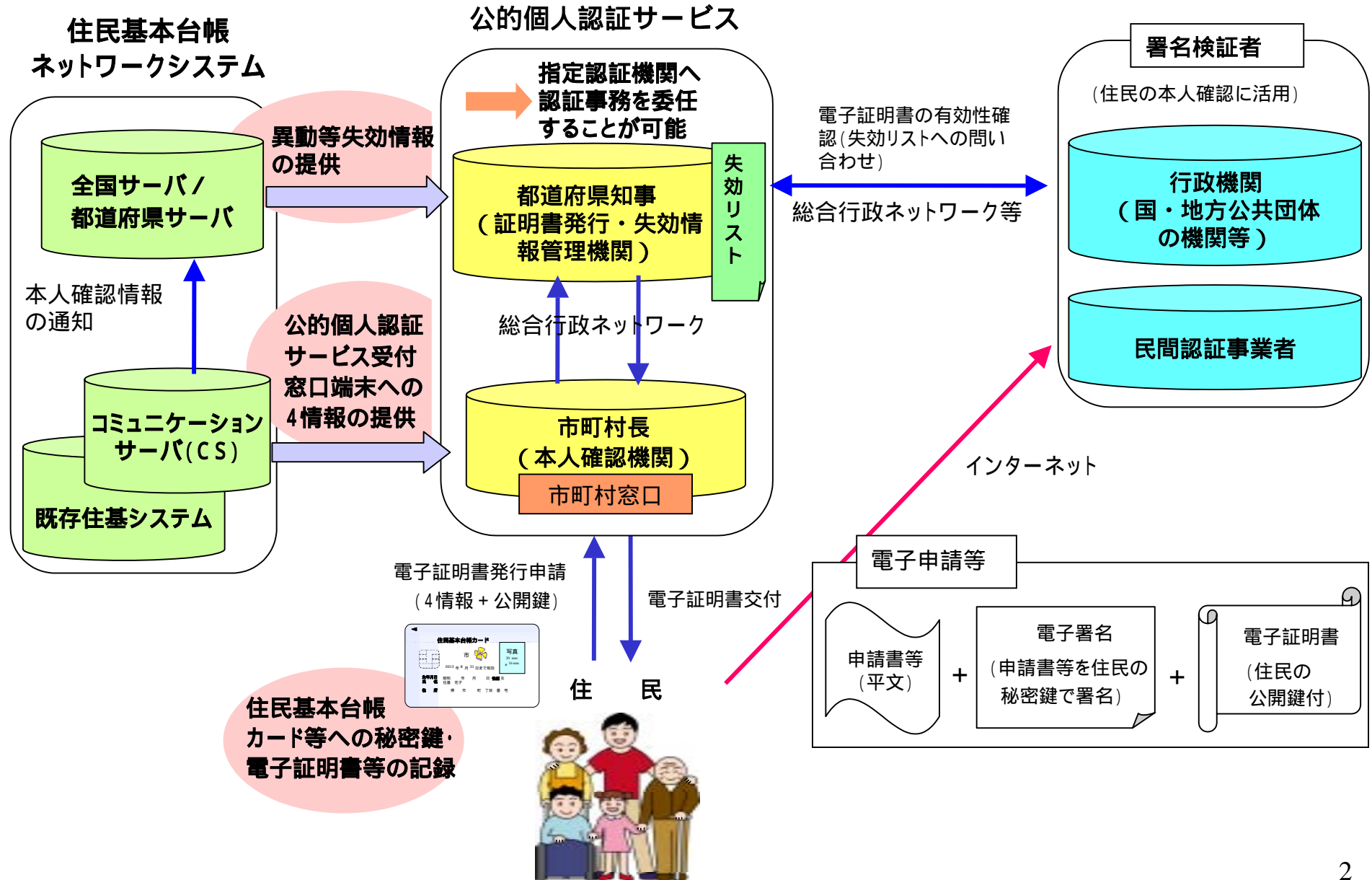
住基ネットと電子政府、電子自治体との関係

- 電子政府、電子自治体の目指すところは国民と行政との間の情報化
様々な行政手続(申請、届出等)をインターネットにより実現可能とすることが、電子政府、電子自治体の主要な柱
- 公的個人認証サービスの実施により、全国どこでも、低廉な費用でインターネット上での本人確認を受けられるようになる
インターネットによる行政手続が実質的に可能となる
- 住基ネットを基盤として、公的個人認証サービスの実施が可能になる
- 住基ネットにより、行政手続の際の住民票の写しの添付や年金の現況届の省略・電子化が可能になる



住基ネットが基盤となって、電子政府、電子自治体の構築が可能に

地方公共団体による公的個人認証サービス制度の概要



地方公共団体による公的個人認証サービス制度の目的

公的個人認証サービスの電子証明書は、市町村の窓口における厳格な本人確認手続きに基づき、都道府県知事名義で発行

- ・成りすましの防止、改変の防止、送信否認の防止の効果がある高度な公証力を有する汎用的な電子証明書
- ・地理的条件等による格差が生じることなく低廉な費用で提供

行政手続のオンライン申請・届出等の手続保障を確保し、国民・住民の利便向上に資する

各行政機関が個別に個人認証サービス制度を構築することが不要に

電子商取引等のインフラである民間認証事業の信頼性を支える基礎的インフラとしての役割を果たす

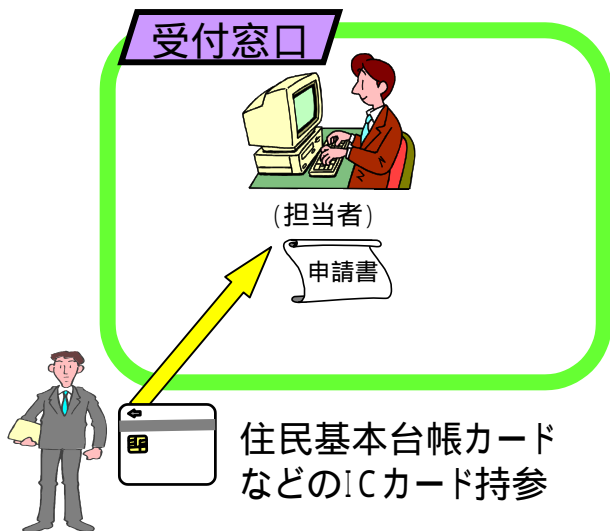


公的個人認証サービス等の活用により、大半の行政手続をインターネットで行うことが可能となる。
(平成15年度から順次実施)

- ・戸籍謄抄本交付請求(年間約3500万件)
- ・住民票の写しの交付請求(年間約8500万件)
- ・婚姻届・離婚届(年間約100万件)
- ・住民基本台帳カード保有者の転出届(年間約200万件)
- ・所得税の確定申告(年間約700万件)
- ・パスポート交付申請(年間約500万件)
- ・国民年金・厚生年金の裁定請求(年間約80万件)

電子証明書の発行等の手続イメージ

1. 市町村役場へ行く



2. 受付手続 (申請書提出)

公的個人認証サービス
電子証明書発行申請書
平成 年 月 日

申請者氏名	総務 太郎
生年月日	昭和25年04月01日
性別	男
住所	霞ヶ関2丁目1番2号

3. 本人確認



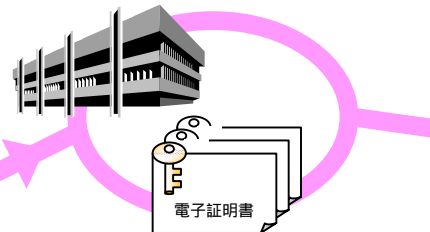
4. 本人確認後、住民自身による鍵生成



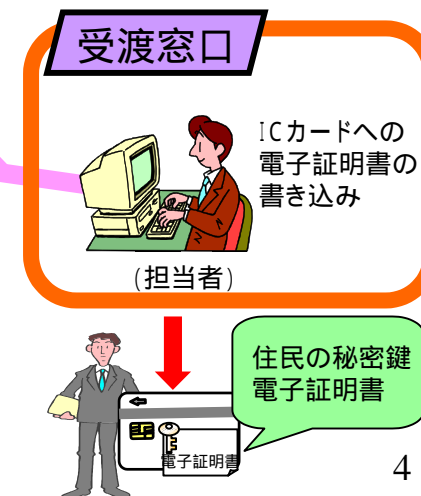
5. 公開鍵提出



6. 証明書発行手続 都道府県知事が発行

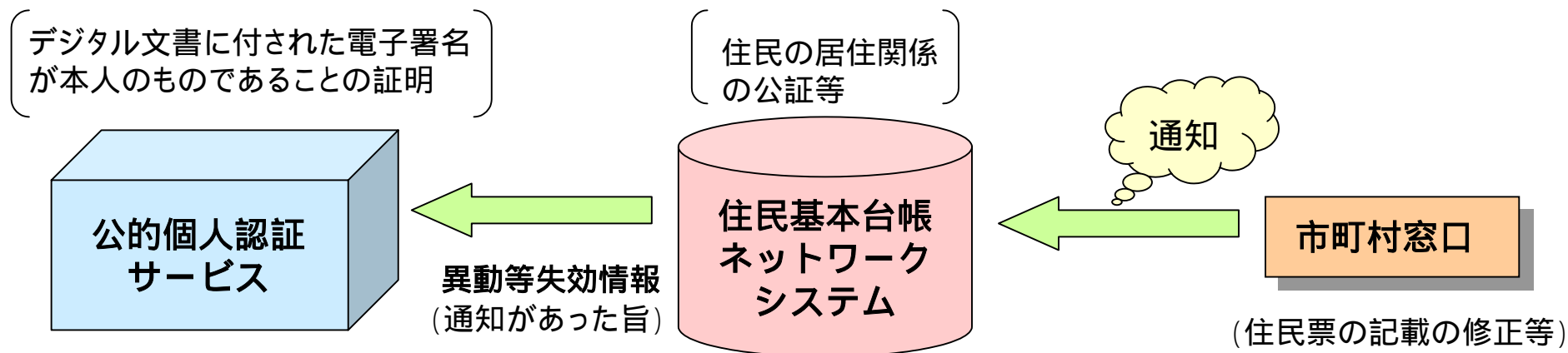


7. 証明書の交付



公的個人認証サービスと住民基本台帳ネットワークシステムとの関係

異動等失効情報の提供



異動等失効情報とは、住民基本台帳法の規定による本人確認情報について、住所・氏名の変更又は死亡の事実が生じた場合における当該異動等の事実のみをいい、異動等の内容（新しい住所又は氏名等）及び住民票コードを含まない。

なお、この情報の提供を住民基本台帳ネットワークシステムから受けることにより、

公的個人認証サービスのシステム側で、住所異動等に係る個人情報の収集をせずに適確な失効情報を作成すること、住所等電子証明書記載事項の変更があった場合に、利用者及び市町村の担当者は、公的個人認証サービス側には申告を行う必要がなく、利用者の利便性の向上・市町村都道府県の事務の省力化に資すること、失効情報作成の正確性が向上すること、等が可能となる。



- ・住所の変更
- ・氏名の変更
- ・死亡の事実

公的個人認証サービスと住民基本台帳ネットワークシステムとの関係

公的個人認証サービス受付窓口端末への4情報の提供等

(1) CS 端末による本人確認

公的個人認証サービス申請書に基づき、CS 端末で本人確認を実施する。

(2) 公的個人認証サービス受付窓口端末への4情報の提供

CS 端末の画面に表示された公的個人認証サービス申請者の4情報（住基ネット統一文字コードで表記された氏名、生年月日、性別及び住所）を公的個人認証サービス受付窓口端末に媒体で取込み又は回線で送信

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号、以下「公的個人認証法」という。）第3条（電子証明書の発行）第3項「住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「利用者確認」という。）をするものとし…」

・CS 端末を利用することにより、既存住基システムの改造が不要

公的個人認証サービスを実施するにあたり、既存住基システムから4情報を抽出するための改造を行うと時間と費用がかかる

CS 端末から4情報を提供することにより、公的個人認証サービスを低コストで構築することが可能となる（住基ネット構築経費391億円のうち既存住基システム改修費が112億円（28.6%）を占めている）

・異動等失効情報の円滑な提供が可能

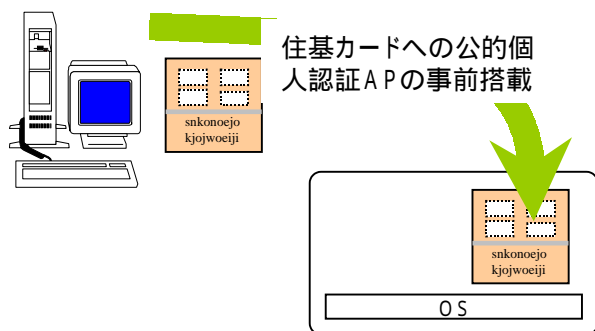
公的個人認証サービスと住民基本台帳ネットワークシステムとの関係

住民基本台帳カードの利用

- (1) 利用者署名符号（秘密鍵）及びこれと対応する利用者署名検証符号（公開鍵）の住民基本台帳カードへの記録
- (2) 利用者署名検証符号の都道府県知事（指定認証機関）への通知
- (3) 電子証明書の住民基本台帳カードへの記録

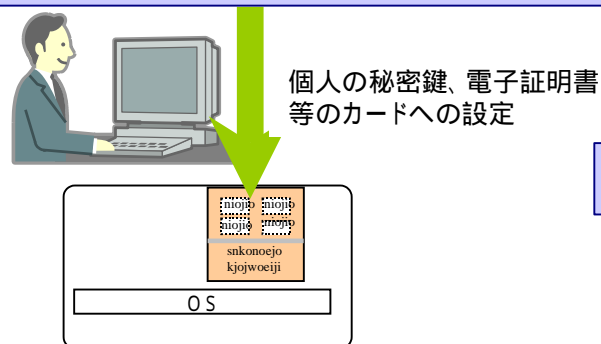
公的個人認証法第3条（電子証明書の発行）第4項「住所地市町村長により利用者確認を受けた申請者は、住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて、総務省令で定める基準により、利用者署名符号及びこれと対応する利用者署名検証符号を作成し、これらを住民基本台帳法第四十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録する…」及び第7項「前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。」

事前搭載 <カードベンダが実施>



カードベンダが、カードベンダ内設備にて、公的個人認証APを住基カードに搭載して出荷する。この時点では、カードに搭載した公的個人認証AP内に、公的個人認証サービスで使う情報は入っていない。

利用可能にするための情報設定 <各自治体窓口で実施>



自治体内に設置された、公的個人認証サービス受付窓口端末や鍵ペア生成装置にて、秘密鍵、電子証明書等、公的個人認証サービスに必要な情報を公的個人認証APへ設定する処理を行う。

利用へ